

議 第 8 2 号
令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

熊本市公民館運営審議会規則の改正について

熊本市公民館運営審議会規則を別紙のとおり改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

新型コロナウイルス感染拡大の防止等のため熊本市公民館運営審議会規則に書面審議の条項を追加するものである。また、同規則には雑則についての定めがなかったため追加するものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市公民館運営審議会規則〔生涯学習課〕

昭和26年9月22日

規則第21号

改正 平成14年9月27日教委規則第12号

平成14年9月30日教委規則第13号

令和2年 月 日教委規則第 号

(趣旨)

第1条 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館の運営に関する事項につき調査し、及び審議するものとする。

(平14教委規則13・一部改正)

(招集)

第2条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は、館長が必要と認めたとき招集する。

(平14教委規則13・一部改正)

(委員長)

第3条 審議会には、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、審議会の会議及び事務を統括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(平14教委規則13・一部改正)

(審議会)

第4条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 審議会の議決は、過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(平14教委規則12・平14教委規則13・一部改正)

(書面審議)

第5条 委員長は、緊急の必要性があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年 月 日教委規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。

熊本市公民館運営審議会規則新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1条から第4条（略）</p> <p>（審議会）</p> <p>第4条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>2 審議会の議決は、過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>（書面審議）</p> <p>第5条 委員長は、緊急の必要性があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>（雑則）</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p>附 則（令和2年 月 日教委規則第 号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条から第4条（略）</p> <p>（審議会）</p> <p>第4条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>2 審議会の議決は、過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>